

## 福島第一原子力発電所3号機について

平成15年8月12日  
県民安全領域原子力安全グループ

福島第一原子力発電所3号機は、平成14年7月18日に第19回定期検査のため運転停止し、現在に至っている。

この間、平成14年8月22日には、制御棒駆動水圧系配管にひびが確認された。

また、平成14年8月29日に自主点検作業記録不正問題が明らかになり、福島第一原子力発電所3号機においても、平成9年から平成10年にかけて実施された炉心シュラウドの交換以前にシュラウドにひびが確認されていたこと、また、平成14年9月20日には、原子炉再循環系配管にひびが認められ、交換されていたことが判明した。

この不正問題を受け、原子力安全・保安院は、平成9年11月6日に妥当とした福島第一原子力発電所3号機の定期安全レビューの評価について、保守管理等に関して事実を照らし適切とは認められないとして、平成14年9月13日に撤回した。

さらに、今年の2月から3月にかけて、制御棒駆動機構への異物混入や制御棒引抜試験におけるインターロック解除などのトラブルが発生した。

その後、福島第一原子力発電所3号機は点検・補修等がなされ、福島第一原子力発電所5号機及び福島第二原子力発電所1号機とともに、安全性が確認された旨、原子力安全・保安院から、立地地域に対しては7月18日に、また、県に対しては7月22日に、それぞれ説明が行われた。

原子力発電所については、県としては、これまでも立地自治体

としての立場で、事業者との安全確保協定に基づき、立入調査、状況確認等を適宜実施してきたところであるが、今回、国の安全確認のあった福島第一原子力発電所3号機、同5号機及び福島第二原子力発電所1号機についても、従来同様、安全・安心の一体的な確保を基本に、個別に確認作業を行うこととした。

まず、福島第一原子力発電所3号機について実務的に作業を進めることとし、原子力安全・保安院の安全確認のプロセスを確認するとともに、東京電力の点検補修、再発防止対策の取組状況について、専門家の意見も聞きながら、確認作業を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

原子力安全・保安院については、不正問題以降、検査手法の強化や検査体制の充実等の取組みがなされているが、立地地域の安全・安心の一体的な確保を図る観点から、規制当局として、事業者との持続的な緊張関係のもと、真に責任をもってその権限を行使するとともに、より客観性を高め、わかりやすく説明責任を果たしていくことが求められており、県としては、今後ともその取組みを厳しい目線で見えていく必要がある。

一方、東京電力については、信頼回復に向けたさらなる努力は必要であるものの、慎重かつ真剣な取組みを進めていることがうかがえた。

今後とも協力企業も含め、一体的な安全・安心対策を一つ一つ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ねていくべきである。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、慎重かつ確実に対応していくこととする。